



兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745
 FAX : 078-351-3185
 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

時間講師賃金が「是正」される!!

4月に遡り「不足額」が戻されます!

○11月から勤務した分の給料（報酬）は2,780円に是正
 ○4月から10月まで2,650円にされていた給料の不足分は、
 年度内に返還（高教組は年内支給を要求）

2011年4月から時間講師の賃金が不当に引き下げられていたことについて、高教組が県教委の間違いを指摘して粘り強く交渉した結果、ついに県教委がそれを認めて、11月2日付で「是正通知」を出しました。11月から1時間当たり2,780円になり、4月から10月までの不足分は別途まとめて支給されます。（詳細右）

「間違っていましたので是正します」では済まされません!

県教委は「時間講師の報酬単価は、前年度の地方交付税の積算単価に連動させており、文科省から昨年度は2,650円であったと聞いた」と説明していました。この金額が間違っていたのです。そもそも「間違い」が原因で賃金が引き下げられるなどあってはならないことで、「是正」するのは当然ですが、それで済む問題ではありません。まず、2,650円という金額は、それまでの2,790円とくらべて140円も低い金額です。世間では時間給の10円の上がり下がりが大問題なのに、140円も下がって何もおかしいと思わない感覚がおかしいのです。時間講師の方の立場に全く立てず、上から言われるままに仕事をこなしているのではないのでしょうか。次に、高教組から間違いを指摘され、文科省からその旨連絡を受けた時点で、すぐに全ての時間講師の方に間違いを詫言、是正の努力をする旨を伝えるべきではなかったのでしょうか。それどころか、いまだに謝罪していないのです。県教委と部局との調整が済むまでことを明らかにしない「お役所感覚」は許されません。同様の間違いを犯した青森県が、8月に教育長が「申し訳ない」と謝り「是正」の旨を伝えたことと比較しても、対応の遅さは際立っています。

他の非常勤教職員の賃金も「是正」される

兵庫県においては、この「報酬単価」は高校の時間講師のみならず、多くの非常勤教職員の賃金のベースとなっており、今回の通知によりそれぞれ「是正」されます。

名称	勤務形態	報酬額 (現行)	報酬額 (改訂)	「行革」 減額後	備考
講師（時間講師） (初任研の裏を含む)		2,650	2,780	2,780	50分授業
		他の 改訂額	5,000 (90分)、3,890 (70分)、3,610 (65分) 3,060 (60分)、2,500 (45分)、1,670 (30分)		
生花・茶作法講師	年間25回	4,000	4,200	4,095	(1日当たり)
職場復帰サポート教員	週15時間30分	122,500	128,500	125,288	
外国人生徒教育推進員	週5日(29時間)	229,500	241,000	234,975	
子ども多文化共生サポーター	週4h×3日	2,650	2,780	2,780	講師(50分)と同額
その他賃金が改訂される嘱託名 研修補助員(幼稚園)、新学習システム推進嘱託員、教科担当講師、スーパーティーチャー					

「思っていたが」時間講師組合員が直接交渉!

10月28日、時間講師組合員3名が県教委と交渉しました。県教委からは教職員課世良田副課長が対応しました。参加者は口々に職場で頑張っている時間講師の思いを語りました。また、署名の追加分を提出しました（累計3,142筆）。



○4月に校長から何の説明もなく賃金が下がり、職場の時間講師の先生は、怒りをぶつける場もなくどんな気持ちだったか。教育は人間の心を大事にしてもらいたい。4月に遡って支払うだけではすまされな。校長からでも、一人一人、申し訳ないとひとこと言って欲しい。

3名の方が口々に「ちゃんと謝ってすぐに直すのが教育の条理だ。一人一人に声をかけろ」「事務的機械的ではだめだ。温かみをもってほしい」と発言されました。

○年間35週支給されていない。考査作成や採点に支給していない学校がある。支給対象を明示して、問題作成や成績処理だけでなく、試験前の補習なども対象にして欲しい。

○授業時間を超えて働いている人がたくさんいる。どの校長にもていねいに対応して欲しい。

県教委は「署名もいただいた。みなさんのお気持ちは真摯に受け止めたい」と答えました。

署名へのご協力ありがとうございました 教職員と教育を守る高教組にあなたも!!